

平成19年10月17日
厚生労働省
農林水産省

米国産牛肉（牛すじ）の混載事例について

- 1 9月28日、動物検疫所神戸支所が、神戸港に到着した貨物（冷凍牛肉）を検査したところ、特定危険部位（SRM）ではないが、米国農務省発行の衛生証明書に記載のない牛肉（牛すじ）が、現物検査対象の125箱中3箱含まれていたことを確認しました。

（注1）貨物の概要

出荷施設：カーギル社ドッジシティー工場（カンザス州）
輸入者：ジャパンフード株式会社
品目：冷凍牛肉（牛すじ：BEEF LEG TENDON SHEATH-ON）
数重量：1,333箱、約9トン

- 2 動物検疫所神戸支所において、一旦、当該貨物の輸入手続を保留し、輸入業者に対して事実関係を確認するよう指示した結果、15日、日本向けでない製品が積み間違えられたとの報告がありました。
- 3 このため、15日、カーギル社ドッジシティー工場からの他の貨物について輸入手続を保留するとともに、在京米国大使館を通じ、米国側に対し、当該事例について詳細な調査の実施を要請したところです。
- 4 なお、動物検疫所神戸支所において、16日より当該貨物の全箱を開梱により確認したところ、特定危険部位の混入等の問題はなかったものの、上記3箱と同様の牛肉（牛すじ）が222箱（計225箱）確認されました。
- 5 厚生労働省及び農林水産省は、米国政府による詳細な調査結果の報告を受け、当面、当該施設からの輸入手続の保留を継続することとしました。

（注2）：厚生労働省においては、今後、個別施設における誤積載の問題と考えられる案件については、他の輸入食品違反事例と同様、厚生労働省ホームページ（輸入食品監視業務ホームページ「輸入届出における食品衛生法違反事例」：<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>）において公表していくこととします。